

## EMラボ株式会社 受託測定に関する約款

### 第1条 (目的)

この約款は委託測定の発注者(以下委託者)の委託に従って、EMラボ株式会社(以下当社)が行う材料特性測定業務に対して適用されます。但し、委託者と当社が書面(メール・FAXを含む、以下同様)により別段の合意をした場合、合意事項の範囲で本約款は適用されないものとします。

### 第2条 (委託契約の成立)

当社が委託者に提出した見積書および本約款に対して委託者が書面等でこれを承諾した場合、業務委託契約は成立し、当社はその内容に従って業務を行います。

### 第3条 (業務の履行)

当社は、当社が有する科学的な知見、公的に設定されている場合はこの方法、業務委託計画書を作成した場合はその方法、又は委託者の指示した方法に従い、かつ信義に基づき、誠実に業務を行います。

当社は委託者から提供を受けた業務に必要な全ての試料を善良なる管理者の注意を持って、使用し、保管いたします。

当社は委託者と協議して決められた期間内に業務を完了いたします。

当社は業務完了後、その結果を報告書で貴社に提出いたします。また、残余の試料は全て委託者に返却いたします。但し、委託者と当社でこれと異なる書面の合意がある場合は、それに従います。

測定結果には測定方法及び装置に起因する誤差・不確かさが含まれ、また、試料形状、寸法、温度、周波数その他の測定条件に依存するものであり、他条件下での値を保証するものではないことを、委託者は了承するものとします。

委託者は、測定結果に疑念があるときは、報告書受領後1ヶ月以内に書面で異議を申し出なければなりません。

### 第4条 (支払い)

業務の料金は委託者と当社の別段の了解がない限り、見積書記載の支払い条件に従って、お支払いください。

試料の物性又は形状に起因して測定不能となった場合であっても、既に発生した作業費相当額は請求できるものとします。

### 第5条 (試料等の提供)

業務に使用する試料の作成、調達、輸送等に掛かる全ての費用は、委託者でご負担ください。試料の取扱いに関する安全衛生上の注意事項については業務のご用命と同時又はそれ以前に当社にご連絡の程お願い申し上げます。

試料に危険物・有害物質が含まれるときは、委託者は内容を明示し、当社の判断によっては測定をお受けしないことがあります。また、法令に違反する試料の測定はお受けいたしません。

#### 第6条（責任）

当社は、当社が受領した試料が、天災・停電・装置故障などの不可抗力、第三者の不法行為、委託者から提供される情報の誤謬や不足、その他当社の責に帰さない事由を原因とする破損や変質により業務に適さなくなった場合、当社は損害の負担はせず、委託者に新たな試料のご提供をお願いいたします。

当社の業務は科学的知見に従って行いますので、その結果が委託者の予想や意向に沿わないこともありえることを委託者は了解しているものとします。

測定結果の利用及び当該結果に基づく判断は、委託者の責任において行うものとします。

当社の業務方法に過失が認められた場合、委託者に損害が発生していない場合は、当社の過失が認められた測定対象の試料を再測定いたします。

当社の賠償責任は、いかなる請求原因に基づく場合であっても、当該業務に関して委託者が当社に支払った委託料の総額を上限とします。当社は、逸失利益、間接損害、特別損害、結果的損害については一切責任を負いません。

#### 第7条（安全・衛生）

試料の取り扱いに安全および衛生上の注意を要する場合は、委託者は当社に事前に注意を促さなければなりません。試料を当社が受領した後、委託者に残余の試料を返却するまでは、試料に関連する当社の役員・従業員の安全及び衛生は当社の責任で確保いたします。但し、委託者から試料に関する安全及び衛生の保全に必要な事柄の連絡がなく、それが原因で事故が発生した場合は、委託者の責任と負担で解決いただきます。

#### 第8条（秘密保持）

当社は、委託者から業務に関連して受領した試料、あるいは業務を通じて知り又は知り得た委託者の営業上、技術上その他事業上の全ての情報を秘密に保持し、他に開示又は漏洩いたしません。

本条は業務の終了後も2年間有効に存続するものと致します。

委託者から受領した際、既に公知であったもの、もしくは、当社が知識として有していたもの、委託者から受領後、当社の責によらず公知になったもの、もしくは、正当な権利を有する第三者から開示されたもの、もしくは、委託者が書面で了解した場合、本条は適用いたし

ません。

#### 第9条（協議）

本約款に定めのない事項については両者協議の上、解決するものとします。

本約款は日本法を準拠法とし、本契約に関する紛争は神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本約款は2025年9月1日より施行します。

当社は本約款を改訂することがあります。改訂後の約款は、当社が提示した時点以降の契約に適用されます。